

契約社員を時給制に変更

定期昇給も廃止し、作業手当も大幅廃止



JR千葉鉄道サービス(CTS)の就業規則の改定修正案は、契約社員を月給制から時給制に変更し、定期昇給を廃止するということです。

動労千葉との団体交渉の中で、会社側の担当者は、「現在の契約社員はいまのところ短時間勤務は想定していないが、仕事がない時間帯には、短時間勤務のパートを入れ、契約社員には7時間半の仕事をしてもらう」と説明しています。

月給制から時給制への変更は、賃下げを行う企業の常套手段です。労働時間・稼働時間の縮小がそっくり賃金の減額に直結します。CTSは実際に、「時給制

導入で待ち時間の管理も時間単位で見直す」と言っています。業務量の少ない時間帯の労働者の数を減らし忙しい時間帯だけに時給制の短

時間勤務をはめ込もうとしています。

最低賃金レベルで定昇なし

契約社員・パート社員の賃金について10〜50円の時給引き上げる一方、定期昇給の廃止が提案されました。賃上げと言っても、今年10月1日から千葉県の最低賃金が25円アップすることに伴うもので当然の措置です。一部地域では、10月以降の最低賃金さえ下回る水準です。

しかも、今後は長く働き続けても一切の定期昇給がなくなります。これまでわずかとはいえ定期昇給制度によって賃金上がる仕組みがありました。これを一方的に廃止することは許されません。

賃下げに直結する改悪

作業手当も削減されます。車両コーティング・床ポリッシュャー・気動車清掃・便所掃除手当などは廃止。便抜き・便槽作業(幕張のみ)は減額されます。

月給から時給への変更、定期昇給の停止、手当削減のどれも賃下げに直結する改悪です。就業規則改悪をストップさせよう。2月時の提案も各事業所からの反対の声で延期させました。みなで反対の意思を示せば止めることができます。

感想や意見、現場の情報、労働に関して困り事がありましたら、お近くの組合員または上記連絡先までお寄せ下さい。